

千葉県告示第1025号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、令和元年12月11日付け千葉県告示第987号及び令和2年8月17日付け千葉県告示第660号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）について、区域の追加指定を行うので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年12月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉県稲毛区長沼原町731番1の一部（別図1及び2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）第

31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

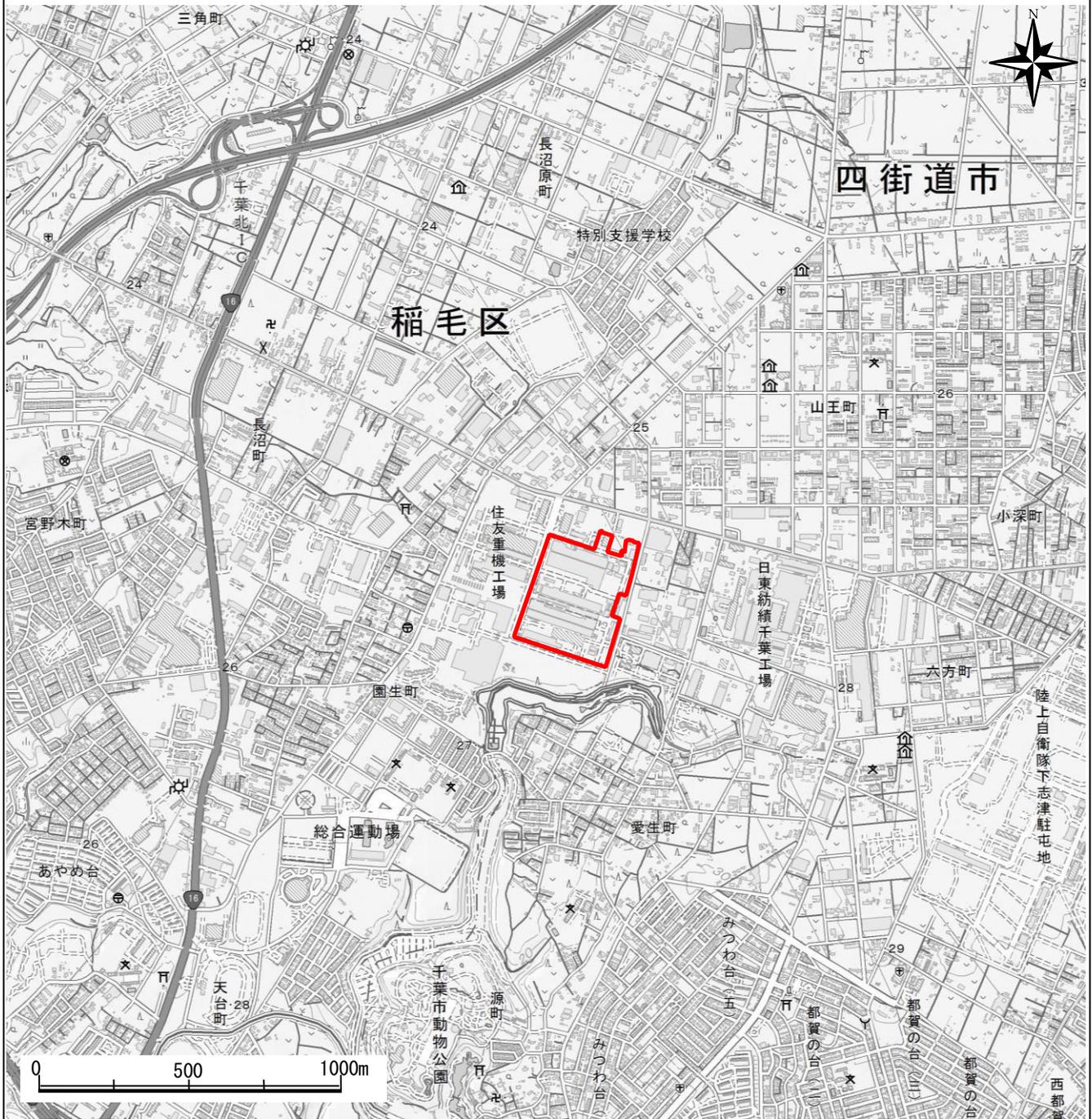
(1) ふっ素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) 該当なし

(別図1)

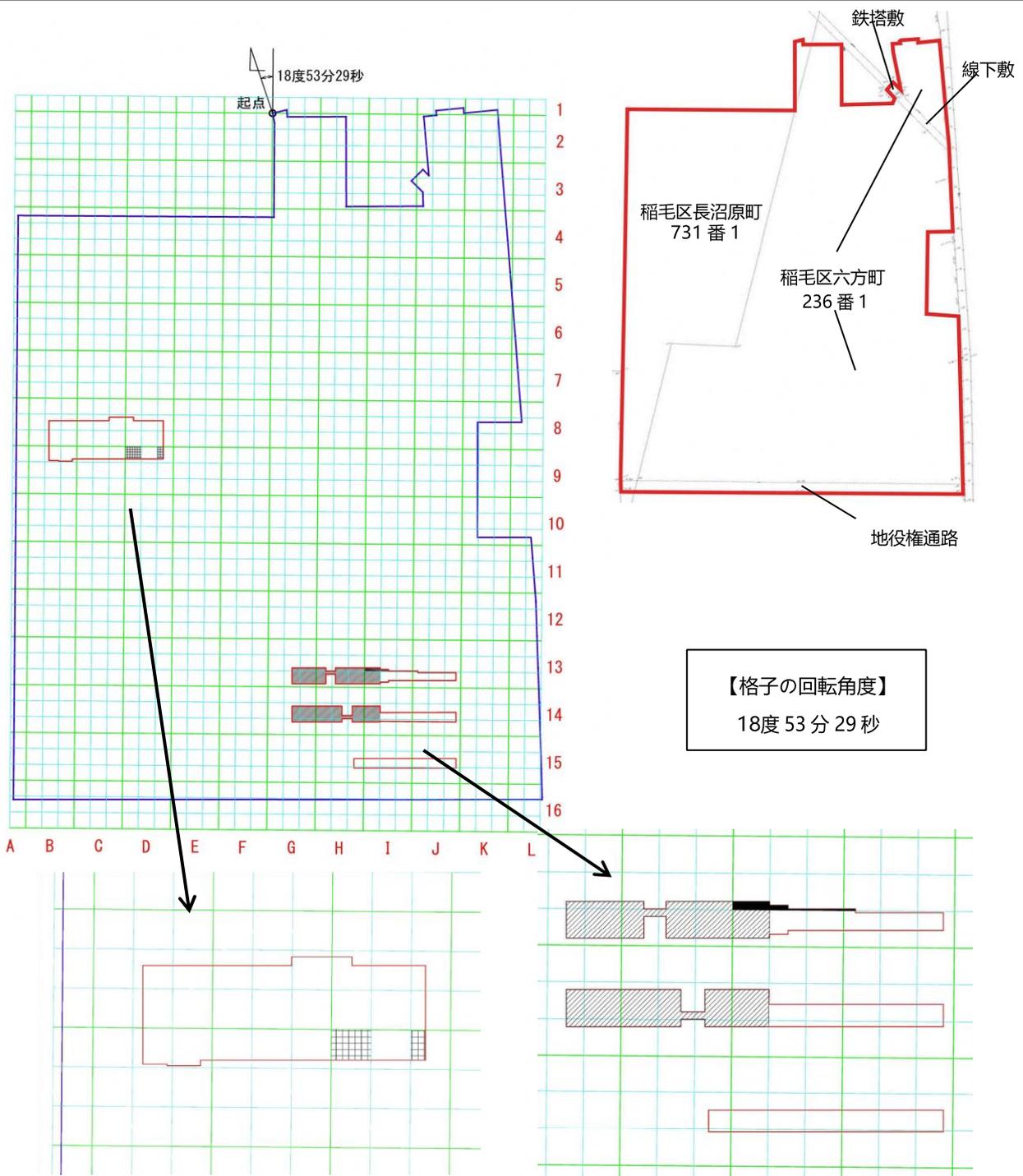
対象地位置図



出典) 地理院地図 (電子国土 Web) 国土地理院。

 対象地

(別図 2)



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 30m格子
- 形質変更範囲

形質変更時要届出区域 (指定番号 指-36)

ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量) (面積: 105.90 m²) (今回指定範囲)

(参考)

鉛及びその化合物 (土壌含有量) (面積: 35.64 m²)

※令和元年 12 月 11 日 (指定番号 指-36)

鉛及びその化合物 (土壌含有量) (面積: 975.40 m²)

※令和 2 年 8 月 17 日 (指定番号 指-36)